

## 広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラム 募集要項 (2022年4月支援開始分)

広島大学では、科学技術振興機構「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の実施機関に採択されたことに伴い、博士課程後期学生が安心して研究に集中できる環境を整え、将来の日本の科学技術・イノベーションの基盤となり、国際社会の持続的な発展に貢献できる博士人材の育成を推進することを目的として、広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラムを創設し、支援対象となる学生(以下、「次世代フェロー」という)を募集します。

本プログラムでは、広い視野と知識をもち、優れた判断力と行動力を有する総合的な力で、SDGs 達成＋Beyondに貢献し、世界をより良くする取り組みを推進できる人材を求めます。

採択した次世代フェローには、研究専念支援金(生活費相当額)と研究費を支援するとともに、海外の研究機関への研究留学の機会の提供や、研究力向上、キャリア開発・育成に係る様々な取組を実施する予定です。また、次世代フェロー自らが企画し運営する「ドクター会」(仮称)を設置し、次世代フェロー同士の交流を深めながら、主体的に研究力向上の取組を実施していただきます。

### 1. 募集人数

研究科	課程	専攻	プログラム	人数
全ての研究科	博士課程後期 又は 4年制の博士課程	全ての専攻	全てのプログラム	新1年次生 数十名程度  募集開始時に既に在学している1~4年次生 若干名

\* 4年次生は、4年制の博士課程に在籍している者に限る。

### 2. 応募資格

#### 1) 新たに博士課程後期又は4年制の博士課程に入(進)学予定の者

次の(1)~(5)をいずれも満たす者

- (1) 広島大学大学院の博士課程後期又は4年制の博士課程に2022年4月入(進)学を予定している者(博士課程前期早期修了予定者を含む。)
- (2) 2022年1月~12月の収入が240万円以上と見込まれない者(給与・役員報酬等の安定的な収入を指し、有償のインターンシップ、RA・TA、アルバイト等による収入は含まない。)
- (3) 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、母国からの奨学金等の支援を受ける留学生ではないこと。
- (4) 他の奨学金等との併給が不可とされる地方公共団体・民間団体等の奨学金を受けている者又は申請中の者でないこと。
- (5) 広島大学大学院リサーチフェローシップ制度又は広島大学女性科学技術フェローシップ制度に採択されていないこと(内定を含む)。

#### 2) 博士課程後期又は4年制の博士課程に既に在学している者

次の(1)~(5)をいずれも満たす者

- (1) 2021年10月1日現在で広島大学大学院の博士課程後期又は4年制の博士課程に在籍している者(ただし、標準修業年限を超えて在籍している者および休学者を除く。)で、過去の本プログラムの募集の際には応募資格に該当せず応募することができなかった者
- (2) 2022年1月～12月の収入が240万円以上となることが見込まれない者(給与・役員報酬等の安定的な収入を指し、有償のインターンシップ、RA・TA、アルバイト等による収入は含まない。)
- (3) 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、母国からの奨学金等の支援を受ける留学生ではないこと。
- (4) 他の奨学金等との併給が不可とされる地方公共団体・民間団体等の奨学金を受けている者又は申請中の者でないこと。
- (5) 広島大学大学院リサーチフェローシップ制度又は広島大学女性科学技術フェローシップ制度に採択されていないこと(内定を含む)。

### 3. 応募方法

#### (1) 専用フォームから応募

次の URL 又は QR コードから、専用の申請フォーム(Google Form)に接続し、次の項目を入力して送信してください。なお、接続時には Google アカウントとパスワードの認証が必要です。(専用フォームからの応募が難しい場合は、(2)の方法で応募してください。)

<URL>

<https://forms.gle/QeJsNDgK4LpE241C7>

<QR コード>



※広島大学の本プログラム募集ページに申請フォームへのリンクがあります。

#### <入力項目>

氏名、フリガナ、学生番号、生年月日、博士課程後期で在籍(予定)の研究科/専攻/プログラム、博士課程入(進)学(予定)年月日、2022年4月1日現在の学年、過去に本プログラムに応募できなかった理由、休学期間、E-mail アドレス、電話番号、学歴、勤務先の名称(社会人の場合)、2022年の収入見込み額、日本学術振興会特別研究員への応募状況、広島大学リサーチフェローシップへの応募状況と優先順位、申請時の居住国、現在の指導教員、博士課程後期入学(進学)後の指導教員、研究課題名、研究計画について指導予定教員と相談できているか、他大学の大学院博士課程後期との併願状況、応募書類(指定様式(Word)をPDFに変換した上でアップロード)

#### (2) メールによる応募(専用フォームからの応募が難しい場合)

次の書類を、「7. 問い合わせ先」のアドレス宛てにメールで提出してください。その際、メールの件名は、「次世代フェローシップ申請」としてください。

- 提出書類
- ① 広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラム 申請フォーム(指定様式、Excel)
  - ② 応募書類(指定様式(Word)をPDFに変換して添付)

### 4. 応募締切

2022年1月31日(月) 正午(厳守)

## 5. 選考方法及び選考結果

第1次審査(書面審査)と第2次審査(面接審査)により選考します。

第1次審査は、原則、専門分野の近い審査員1名、他分野の審査員2名で審査を行います。

第2次審査は、学外有識者を加えた総合審査委員会により、面接審査を行います。第1次審査の結果によっては、第2次審査を行わずに、第1次審査の結果をもって採択者を決定する場合があります。

選考結果については、2022年3月中旬に、応募者全員にメールにて通知する予定です。

また、選考においては、本フェローシップ事業の目的である「将来の日本の科学技術・イノベーションの基盤となり、国際社会の持続的な発展に貢献すること」を重視しますので、ご注意ください。

なお、採否理由などの問い合わせには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

## 6. 採択後の支援内容

別紙〈広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラムによる支援の概要〉をご覧ください。

## 7. 問い合わせ先

広島大学大学院次世代フェローシップ申請窓口(グローバルキャリアデザインセンター)

e-mail: fellowship@office.hiroshima-u.ac.jp

## ＜広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラムによる支援の概要＞

### 1. 次世代フェローへの支援

(1) 生活費相当の研究専念支援金として、入学から最大3年間(4年制課程の場合は4年間)(※)、月額15万円を原則として5月・7月・9月・11月・1月・3月に2か月分を支給します。

※標準修業年限を超えて在籍する場合は、支援が打ち切られます。

なお、出産・育児・傷病等の場合等で支援の中断・延長が必要となった場合は、個別の事情を確認して判断します。

また、後任補充で採択された場合は、前任の次世代フェローの支援期間の末日までとなります。

(2) 研究専念支援金は、次世代フェローの決定又は取り消し時期に応じて減額することがあります。

(3) 研究専念支援金は、雑所得として課税対象となり、次世代フェロー自らが所得税に関する確定申告を行うことが必要です。

また、扶養義務者(親等)の扶養に入っている方は、扶養から外れる可能性があります。研究専念支援金が税法上雑所得として扱われることを扶養義務者(親等)に伝えるとともに、健康保険や扶養の扱いについては扶養義務者(親等)の職場等の担当者に問い合わせてください。

(4) 研究費として、次世代フェローの決定年度以降、入学から3年(4年制課程の場合は4年)を上限として、年額40万円以内を配分します。

なお、採択時の審査結果により最上位フェロー、上位フェローとして選考された場合は、最上位フェローは年額70万円以内、上位フェローは年額60万円以内で研究費を配分します。なお、最上位フェロー、上位フェローは研究成果等をもとに年度ごとに見直しを行いますので、毎年度同一の学生が選考されるとは限りません。

(5) 留学生等は、原則、日本に入国し、本学のキャンパスに通学できるようになった月から研究専念支援金ならびに研究費の支給を開始します(未入国期間分の遡っての支給は行いません。)。なお、採択した当初の支援開始時期から6か月以内(新型コロナウイルス感染症の水際対策により入国が遅れる場合は1年以内)に入国できない場合は、原則として、次世代フェローの採択を取り消します。

### 2. 次世代フェローの義務

次世代フェローは、支援を受けるにあたって、以下の義務を履行するものとします。

(1) 毎年度1年間の研究計画を策定し、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。

(2) 大学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること。

(3) 研究活動の状況を定期的に大学に報告すること。

(4) 修了後のキャリアに関する追跡調査をはじめ、各種調査に協力すること。

### 3. 次世代フェローの取消

次世代フェローが以下のいずれかに該当した場合は、次世代フェローを取り消し、研究専念支援金の支給および研究費の配分を中止します。

(1) その年の1月から12月までの間に一定の収入(年240万円以上)がある場合。なお、給与・役員報酬等の安定的な収入を指し、有償のインターンシップ、RA・TA、アルバイト等による収入は含みません。

- (2) 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、母国からの奨学金等の支援を受ける留学生となった場合。
- (3) 研究計画の遂行状況または次世代フェローとしての義務の履行状況が不十分と認められる場合。
- (4) 本人から辞退の申し出があった場合。
- (5) 休学した場合。ただし、出産・育児・疾病等の場合は、支給を一時中断して復帰後に再開するなど、状況に応じ個別に判断します。
- (6) 退学した又は除籍となった場合。
- (7) 応募資格を満たしていないことが判明した場合。
- (8) その他学長が取り消すべき事由があると判断した場合。

#### 4. 研究専念支援金・研究費の返還

次世代フェローを取り消した場合で、研究専念支援金を超過して受給した場合や研究費を超過して使用した場合は、超過額を返還しなければなりません。

#### 5. その他

- (1) 研究活動に支障がない範囲で、TA、RA等で給与を受給することや、アルバイトを行うことは可能です。
- (2) 次世代フェローに採択された方は、本学のホームページでその氏名を公表します。
- (3) 応募書類に記載されている個人情報、ならびに必要なに応じ所属研究科より提供のあった個人情報は、各種選考及び受入れ準備、教育・研究指導等の目的においてのみ利用します。